歯科　2018 年度 個別指導指摘事項 ③

ここに紹介する 2018 年度の個別指導指摘事項 (歯科) は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。(末尾の△印は自主返還の対象となった指摘、＊印は 2 件以上を示す)

I. 診療内容等に関する事項

10. 処置

（3）加圧根管充填処置

① 加圧根管充填処置において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 適切な加圧根管充填処置を行っていなかった。＊

② 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している例が認められたので改めること。

ア 気密な根管充填を行っていない。＊△

イ 根管充填後に歯科エックス線画像により確認していない根管について算定している。＊

ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影により根管充填の状態を確認していない。△

（4）外科後処置

① 抜歯後の後出血処置において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 簡単に止血（圧迫等による止血）できない場合以外で算定していた。△

（5）歯周病安定期治療

① 歯周病安定期治療において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 治療方針が明確にされていないので、開始にあたって行った歯周病検査の結果に基づいて実施すること。

② 算定要件を満たさない歯周病安定期治療を算定していたので改めること。

ア 歯周病検査の要点や歯周病安定期治療の治療方針等について、患者に対して文書による情報提供を行っていない例が認められた。△

（6）暫間固定

① 副子を用いた暫間固定において、診療録の症状、所見及び暫間固定の方法の記載が具体性を欠く不十分な例が認められたので適切に記載すること。

② 暫間固定の「1 簡単なもの」において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 不適切な暫間固定が認められたので、効果が期待できるよう適切に実施すること。△

③ エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、誤って レジン連続冠固定法を行ったものとして、暫間固定に係る費用、装着に係る費用及び装着材料料を誤って算定している例が認められたので改めること。△

（7）歯冠修復物又は補綴物の除去

① 歯冠修復物又は補綴物の除去の「3 著しく困難なもの」において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア メタルコアの除去に際し、著しく困難なものを算定する場合は、根拠に基づき算定すること。

（8）床副子

① 顎関節症の診療において、診療録の確定診断の根拠及び病態診査の内容の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

（9）床副子調整

① 診療録の調整部位、方法等の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

（10）口腔内装置

① 顎関節症に対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見等の診療録への記載がなく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

（11）歯冠修復物又は補綴物の除去

① 同一歯について歯冠修復物（支台築造を含む）又は欠損補綴物の除去を一連に行った場合に、主たる除去の所定点数以外の除去に係る費用を誤って算定している例が認められたので改めること。△

（12）暫間固定装置の除去

① エナメルボンドシステムによる暫間固定を行ったものについて、算定できない除去料を誤って算定している例が認められたので改めること。△

（13）有床義歯床下粘膜調整処置

① 有床義歯床下粘膜調整処置において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外で算定していた。△

② 算定要件を満たしていない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。

ア 義歯の床裏装や再製を前提としていない。△

イ 有床義歯床下粘膜異常以外の場合（疼痛除去）である。△

11. 手術

（1）抜歯手術

① 抜歯手術の難抜歯加算において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に、難抜歯加算を算定していた。△

② 算定要件を満たしていない抜歯手術（「4 埋伏歯」及び下顎水平埋伏智歯の場合の加算）を算定している例が認められたので改めること。

ア 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が 3 分の 2 以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯ではない。△

（2）口腔内消炎手術

① 口腔内消炎手術において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 手術内容の要点を診療録に記載していなかった。△

（3）薬剤料

① 必要性が認められないにもかかわらず、サージセル・アブソーバブル・ヘモスタットを使用している例が認められたので改めること。△

12. 麻酔

（1）伝達麻酔・浸潤麻酔

① 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、麻酔方法、麻酔薬剤の名称及び使用量を診療録に記載すること。

13. 歯冠修復及び欠損補綴

（1）補綴時診断料

① 診療録に記載すべき内容（欠損補綴物の設計等の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 診療録に記載すべき内容（欠損補綴物の設計等の要点）が記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

③ 補綴時診断料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 欠損部の状態について、診療録の記載が不十分であった。

イ 診療録に記載すべき欠損部の状態について、記載が不十分であった。△

ウ 診療録に記載すべき欠損部の状態及び設計等の要点について、記載が不十分だった。

エ 診療録に記載すべき欠損補綴物の設計の要点について、記載が不十分だった。

オ 診療録の欠損補綴物の設計の記載が不十分であった。

カ 有床義歯の床裏装に際して行った補綴時診断の要点について、診療録の記載が不十分であった。

キ 鉤歯の状態について診療録の記載が不十分であった。

④ 床裏装に際しての補綴時診断料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 床裏装に際して行った補綴時診断の要点について診療録の記載が不十分であった。

⑤ 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している例が認められたので改めること。

ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。△

（2）クラウン・ブリッジ維持管理料

① 患者への提供文書に記載すべき内容（保険医療機関名）について、記載がない例が認められたので、適切に記載すること。

（3）歯冠形成・歯冠修復

① レジン前装金属冠の前装部脱離による修理費用を再装着として算定している例が認められたので改めること。△

（4）支台築造印象

① 支台築造印象を誤って算定している例が認められたので改めること。△

（5）リテイナー

① リテイナーにおいて、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア リテイナーを再装着したものについて、装着の保険医療材料料を算定していた。△

（6）装着

① 装着において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア メタルコアと一体で脱離したレジン前装金属冠について、脱離後の再装着を 2 回で算定していた。△

イ 上記アについて、装着の保険医療材料料を 2 回分算定していた。△

（7）咬合採得

① 咬合採得の「2 欠損補綴」において、以下の不適切な例が認められた ので改めること。

ア 有床義歯修理に用いていない咬合採得を算定していた。△

（8）ブリッジ

① ブリッジにおいて、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 必要性の乏しい不適切な延長ブリッジを算定していた。＊

（9）ポンティック

① ポンティックにおいて、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 鋳造ポンティックを金属裏装ポンティックで算定していた例が認められた。＊△

次号は 13. 歯冠修復及び欠損補綴の続きから掲載